

宇土市災害時避難行動要支援者システム構築業務委託仕様書

1 業務名

宇土市災害時避難行動要支援者システム構築業務委託

2 業務目的

本業務は、災害時に自力避難が難しい高齢者や障がい者などの避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の避難支援体制整備とともに、民生委員等による地域での日頃の見守り活動における基本的台帳として活用することを目的として宇土市災害時避難行動要支援者システム（以下「避難行動要支援者システム」と言う。）を整備することを目的とする。

3 履行期間

令和7年8月13日（水）から令和7年11月28日（金）までとする。

4 業務の概要

本業務は、以下の業務を受託者に委託するものとする

（1）避難行動要支援者システム等調達業務

ソフトウェアをはじめ、住宅地図データやシステム機器、附属機器等、提案システム構成に必要な物品等を調達、当市が指定する場所に設置する。別途システム要件に示す機能等を基本とするが、提案を制限するものではない。

- ①ソフトウェア（ミドルウェア等含む）調達・導入
- ②住宅地図データ調達・導入
- ③システム機器（パソコン等）調達・導入
- ④その他必要と考えられる附属機器等調達
- ⑤システム全体の設計・構築

（2）既存データ移行業務

既存の要支援者システムで管理しているデータを、導入システムのフォーマットに変更し移行すること。

- ①作業にあたっては、納入者は市との綿密な打合せを行い、既存システムにあるデータ（支援者情報、地図データ等）を確実に移行すること。
- ②既存システムからのデータ抽出は、既存システムのデータベースセキュリティ及びデータ移行の正確性を考慮し、以下の事業者が実施するものとする。

なお、データ移行に関する費用は、出力するデータレイアウト、フォーマットがあらかじめ既存システムで定まった形式の場合、無料とするが、データレイアウト、フォーマットの形式を指定して出力を希望する場合については、今回提案の費用見積も

りに含まれるものとし、以下の事業者に対し、「データ抽出費用」を見積要求し、移行費用として本見積額に考慮すること。

既存システム納入業者

株式会社パシフィックシステム 福岡営業所

〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣4丁目29-11久留米ビジネスプラザ510号

電話：0942-27-5961 ファックス：0942-27-5967

(3) 他システム（住基・介護・障害）及び地理空間情報等との連携構築業務

既存の要支援者システムに蓄積されたデータの活用をはかるため、GISの座標値結合など、地理空間情報を活用したシステムとの連携を図ること。

特に地理空間情報で、登録者データについては、住所のみではなく、座標値情報がエクスポート可能なこと。レイヤについては、ユーザーにより任意のレイヤが追加可能なこと。

(4) 操作研修等

①操作研修

システム稼働開始時には、担当SEが立ち会うこととし、事前に操作研修を実施する。

②マニュアル作成

システムの導入・管理に必要となるマニュアル並びに、当市担当者へヒアリングを実施するなど、業務に沿ったチュートリアルを作成し、円滑なシステム移行を図る。

5 システム要件

(1) ハードウェア仕様

新規ハードウェアについては、導入後最低5年間は十分なレスポンスが得られる構成を想定し、導入実績のある安定性、信頼性、保守性に優れた機器を提案すること。

また、職員にとって操作性の優れたものを提案すること。なお以下の構成については参考とし、稼働後著しくレスポンスが悪化する場合には、導入業者の責任負担においてハードウェアの増強等を行うものとする。

①新規導入ハードウェア

納入場所は、サーバーラックの9u以内に収めること。

○サーバ（台数：1台）

レスポンス・費用・運用管理の面・耐障害性などから適切であると考えられる構成で設置すること。

- ・形状は、問わないが横置き可能な機種
- ・OS：Windows Server 2022 以上
- ・CPU：Xeon プロセッサ E-2324G以上

- ・メモリ：8GB以上
- ・HDD 容量：480GB（RAID 1）以上の構成とする
- ・ディスプレイを付属すること
- ・保証：5年間当日訪問修理が可能な機種

○データバックアップ機器（台数：1台）

- ・メディア交換等のメンテナンスを日常必要としないストレージによる、バックアップを行えること。（例・Windows Storage Server 搭載NAS等）
- ・容量は業者で計算して提案すること。
- ・保証：5年間メーカー保守が付く製品であること

○無停電電源装置（台数：1台）

- ・緊急時にサーバを安全に自動シャットダウンさせる機能を有し、処理を行える電力を供給できる容量を持つものとする。
- ・保証：5年間製品保証付き

②既存ハードウェア

○ノートパソコン

- ・システムの利用端末機は5台とし、既存の端末機（シンクライアント）とする。
- ・端末の内訳は福祉課2台、高齢者支援課・危機管理課・健康づくり課は1台ずつ。

（2）ソフトウェア

①安定性及び操作性

- ・安定的な稼動を行うため、導入実績のある安定性、信頼性に優れたソフトウェアであること。
- ・操作において、特別な知識を持たない職員にとっても使いやすいように、画面構成や入力操作の共通性及び検索機能の充実した操作性の優れたシステムであること。
- ・データの一元管理を基本とし、LAN 及びWAN環境でネットワーク運用が可能なシステムであること。
- ・サーバはマイナンバー系ネットワークに接続して運用を行うこと。

②システム性能

- ・災害時または平常時において支援を必要とする避難行動要支援者の登録、管理が可能なこと。
- ・要支援者のみではなく、日常的に特に見守りが必要な方についても同様に登録、管理が可能なこと。
- ・避難行動要支援者に対する支援活動内容を登録、管理できること。
- ・GIS機能を有し、地図情報を活用した、個人ごとの実効性のある個別避難計画ができること。
- ・災害時において、支援が必要な避難行動要支援者に対する安否確認状況を管理把握できること。

- ・各々の処理において、必要と思われる帳票や一覧表または統計資料などが出力できること。
- ・各々の処理において、必要と思われる地図が端末機器画面上にて表示でき、印刷が可能であること。
- ・各ソフトウェアで必要とされるライセンスはすべて取得すること。
- ・宇土市で導入されているシンクライアント環境（リモートデスクトップ環境）でも問題なく動作できるものであること。

（実際の環境について確認が必要であれば、事前に現地にて行うこと。）

- ・宇土市で導入されている環境に合わせて設計・導入・対応すること。
- ・シンクライアント環境で利用するため、システム上での各操作・処理においてシンクライアントサーバ環境に大きな負荷のかかるものではないこと。

③住民基本情報その他関連システム情報との連携

○住民基本台帳、介護、障がい情報

- ・定期的に住民基本情報、介護情報、障がい情報など、関連する情報をCSV形式で取込み、要支援者名簿を更新することができること。また、更新処理について担当する職員の事務処理に負担が生じないような機能を提案すること。
- ・上記情報のうち標準化対象事務については、令和7年度までに標準準拠システムへ移行するため、その点も導入及び保守において考慮すること。
- ・各システムから避難行動要支援者システムに反映したデータは、異動内容が把握できる確認帳票が容易に作成できること。

○地図情報との連携

- ・避難行動要支援者システムで、電子住宅地図が画面表示できること。また、電子住宅地図上に、避難行動要支援者、支援者、避難場所、避難経路等を表示及び設定できること。
- ・避難行動要支援者システムから、住宅地図も含めた帳票作成が可能であること。

※地図データはゼンリン社の電子住宅地図「Z-Map Town II」 または、ソリューションの中で提案システムに適合する製品を採用すること。

- ・登録者データについては、名簿項目の他、座標値情報がエクスポート可能なこと。
- ・その他機能要求の詳細は別紙「宇土市災害時避難行動要支援者システム機能要件一覧表」を参照すること

(3)安全対策・ユーザー管理について

○アクセス権の設定

- ・職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。
- ・安易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。また、クライアントパソコンごとに過去の検索結果やデータ閲覧などの履歴を照会が可能なこと。

- ・パスワードを定期的に変更できる仕組みをつくること。

○データ保護対策

- ・データバックアップは、スケジュールを定めて自動バックアップが可能なこと。また、障害発生時には迅速に復旧が行えること。
- ・各業務のデータについては、バックアップの仕組みを構築すること。

○ウィルス対策

- ・ウィルス対策ソフトを必要数提案すること。なお、インターネット接続がない環境でも最新定義ファイルの更新ができること。

(4)運用・保守

○システム保守及び運用

システムの保守及び運用や、トラブル発生時の対応については、システムが安定稼動するように体制を整え、ハードウェア、ソフトウェア等を含めトータルでの保守を行うこと。
なお、保守については、別途契約を締結する。

○職員研修

- ・受託者は、基礎教育及び操作研修により、システムが円滑に運用できるように運用についての説明等の教育研修を行うこと。また、職員の異動等により再度教育研修が必要になった際には、別途締結する保守契約の範囲内で行うこと。
- ・マニュアル・基本設計書等を紙媒体及び電子データで納入すること。必要なドキュメント等については別途協議を行う。

(5)システム構築にあたっての注意事項

○スケジュールについて

早急かつ円滑な稼動を考慮したスケジュールを計画すること。

○打合せについて

採用するシステム標準の仕様や、協議に必要な事項についての情報提供を行い、協議が円滑に進むように支援すること。

○データ抽出

導入システムはシステム運用時及び終了時に、宇土市より求められた際には、システムが利用するデータベースからその一部または全部をCSV 形式で抽出を行い、宇土市に提供すること。また、その費用は保守の範囲内で行うこと。

6 提出書類

本業務の着手に先立ち、受託者は、契約後速やかに次の書類を提出し、その承認を得ること。また、それらの変更についても同様とする。

- ①業務着手届（市様式）
- ②業務実施計画書（任意様式）
- ③業務行程表（任意様式）
- ④管理責任者及び主任担当者等届出書（任意様式）
- ⑤その他当市が指示する関係書類

7 成果品及び納入期限

（１）システム一式：令和７年１１月２８日まで

- ・避難行動要支援者システムを構築するため調達した物品等 １式
- ・ソフトウェアメディア（インストールしたソフトウェアやデータ等） １式
- ・リカバリメディア １式

（２）業務実績報告書：令和７年１１月２８日まで

- ・冊子（Ａ４縦判カラー両面印刷、左側２箇所ホッチキス綴じ）５部
 - ・報告書は次の構成とする。
 - ①システム構成や機能、ソフトウェア設定等、システム仕様に関するドキュメント
 - ②システムマニュアル、チュートリアル
 - ③打ち合わせ議事録
 - ④その他必要と思われるドキュメント
 - ・電子データ（ＣＤ－ＲＯＭ）１枚
- ※業務実績報告書納入後も、必要に応じ内容の修正が在り得る。

（３）その他

作成するマニュアル等は、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、図表等を必要に応じて作成し、レイアウト等にも配慮すること。

8 契約不適合責任

システム稼働後に、システムの不具合や仕様書との不一致等が発覚した場合、受託者は無償で是正措置を行うこととし、その期間は、契約終了後１年間とする。

9 権利・義務の譲渡・守秘義務

契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。なお、業務で使用する各種データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏えいのないようにしなければならない。

10 留意事項

この仕様書は、当市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

避難行動要支援者システムを再構築する場合、データの移管等でできる限りの協力を実施すること。

また、受託者は、関係する書類を5年間は事務所に保管しておくこと。

11 その他

関係法令及び当市条例その他の例規を遵守すること。

本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、当市担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(参考)スケジュールイメージ

時 期	内 容
8月13日から	システム・データの仕様、関連システムとの連携仕様の整理
9月上旬～	システム開発、動作検証
11月中旬	操作研修
11月28日まで	成果品の提出